



4月27日①は市議会議員選挙です

投票 午前7時～午後8時 (市内38投票所)

投票所とその区域

投票区	対象区域	投票所
1	本町2丁目1区、本町3丁目1区 本町3丁目3区	第一保育所遊戯室
2	本町3丁目2区、本町4丁目1区 本町4丁目2区、滝谷本町、中沢町	第一幼稚園遊戯室
3	新町1～3丁目、日宝町	東保育所遊戯室
4	北上1～3丁目	北上共有会館
5	山谷町1～3丁目	山谷公会堂
6	新栄町、緑町	新栄学園分場山の家
7	田家1～3丁目、吉岡町	田家氏子会館
8	草水町1～3丁目	草水公会堂
9	柄目木、飯柳、滝谷町	柄目木公会堂
10	上金沢、東金沢、大安寺、中新田	大安寺集落開発センター
11	満願寺、七日町、大蔵	満日小学校ミーツィングルーム
12	結、福島、田島、荻島1丁目A	結幼稚園遊戯室
13	車場1丁目B、車場2丁目B、荻島1丁目B 荻島2-3丁目、中野1-3丁目	荻川保育所遊戯室
14	市之瀬、覚路津、長割	市之瀬幼稚園遊戯室
15	三枚湯、三津屋、野方、大秋	三津屋公会堂
16	川根、浦興野、出戸、四ツ興野 子成場、蕨曾根	小合小学校集会室
17	小屋場、梅ノ木、新通	梅ノ木集落開発センター
18	小戸上組、小戸下組、栗宮	小合東小学校ランチルーム
19	大鹿、堂島	大鹿集落開発センター
20	中村、程島	林照寺保育園保育室
21	東島、西島	東島氏子会館
22	朝日、割町	金津保育所遊戯室
23	古津、西古津、蒲ヶ沢	古津公会堂
24	金津、塩谷	金津公会堂
25	小口	小口公会堂
26	大関、岡田	大関集落農事集会所
27	下新、市新、金屋、新郷屋	新聞保育所遊戯室
28	六郷、堤	六郷公会堂
29	本町1丁目、本町2丁目2区 善道町1-2丁目、下興野町	第二保育所遊戯室
30	古田、天神	古田保育所遊戯室
31	秋葉1～3丁目	秋葉町内会館
32	金沢町1～4丁目	第二小学校音楽教室
33	新金沢町、東町1～3丁目	新金沢保育所遊戯室
34	南町1～2区、山谷南	さくら保育園遊戯室
35	美幸町1～3丁目	美幸町会館
36	こがね町、荻野町 車場4-5丁目、中野4-5丁目	荻川地区ふれあい センター機能訓練室
37	北上新田、さつき野1-3丁目、北湯、川口	川口地域交流会館
38	車場1丁目A、車場2丁目A、車場3丁目	車場公会堂

任期満了に伴う新津市議会議員一般選挙(定数二十六名)が、四月二十日(日)告示、二十七日(日)投票の日程で行われます。それぞれの候補者の主張や政見をよく見、聞き、考えて、貴重な一票を棄権することなく投票しましょう。

投票のできる人

新津市に住所のある日本国民で、次の条件に該当している人
年齢が投票日当日、二十歳以上であること(昭和五十八年四月二十八日以前に生まれた人)
基準日(四月十九日)前三カ月以上新津市に住所があること(平成十五年一月十九日以前から新津市に住所があり、住民基本台帳に記載されている人)

投票所の送付と入場券の送付

投票所は、右の表のとおりですが、入場券(四月十九日土)以降郵送でお届けします(で確認してください)。ただし、四月五日(土)以降に市内転居をした人は、転居前の投票所で投票することになります。入場券が届かなかつたり、入場券の記載事項に誤りがありましたら、市選挙管理委員会へお知らせください。

代理・点字投票

身体が不自由なため、自分で投票用紙に書くことができない人は、「代理投票」ができます。また、目の不自由な人は、「点字投票」ができます。ご希望の人は、投票所の受付で申し込んでください。

公営ポスター掲示場について

公営ポスター掲示場の設置場所が、先日行われた県議会議員選挙と違う場合があります(公営ポスター掲示場の数は、県議会議員選挙に比べて少なくなります)。

選挙公報を全世帯に配布

『選挙公報』を四月二十三日(水)に、新聞折り込みなどで全世帯にお届けします。よくご覧になって投票の参考にしてください(届かない場合は市選挙管理委員会までご連絡ください)。

不在者投票は 4月20日①～26日①の午前8時30分～午後8時

投票日当日に、用事などがあつて、投票所へ行くことができない人は、不在者投票をすることができます。不在者投票ができる期間、会場は次のとおりです。

■とき 4月20日(日)～26日(土)の午前8時30分～午後8時(土・日曜日も含む)

■ところ 市役所一階市民サロン
不在者投票をする人は、なるべく入場券をお持ちください(入場券がなくても投票できますが、本人確認などで時間がかる場合があります)。

■郵便による不在者投票
選挙権がある人で身体に重度の障害があつて、選挙の当日、投票することができない人は、「郵便による不在者投票」をすることができます。

郵便による不在者投票ができる人
下の表1に該当する人で、市選挙管理委員会が交付する「郵便投票証明書」を持っている人です。なお、「郵便投票証明書」には、有効期限(交付の日から七年)があります。

有効期限が切れそうな人には

通知を郵送しますので、早めに更新手続きをしてください。

投票の方法
下の図1のとおりです。郵便による不在者投票は、投票日の四日前(四月二十三日)までに「郵便投票証明書」を添えて、投票用紙の請求をしなければなりません。この請求は選挙期日の告示前でもできます。

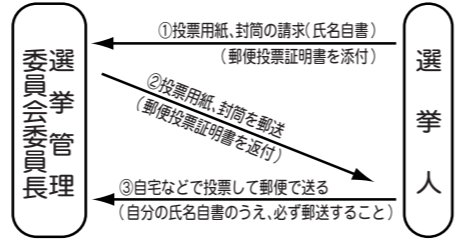
■病院などで行う不在者投票
入院先の病院や入所している施設(特別養護老人ホーム、身体障害者更生援護施設など)で、

<表1> 郵便による不在者投票ができる人

区分	障害の程度
身体障害者手帳を持っている人	両下肢障害 体幹障害 移動機能障害 心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害 1級もしくは2級
戦傷病者手帳を持っている人	特別項症から第2項症 特別項症から第3項症 1級もしくは3級

不在者投票ができる場合があります。くわしくは、病院または施設の職員にお問い合わせください。

<図1> 郵便による不在者投票の投票方法



市民会館で即日開票します

投票日当日の午後九時から、市民会館大ホールで即日開票します。

選挙に関するお問い合わせは...

入場券や不在者投票、公営ポスター掲示場、選挙公報など選挙についてのお問い合わせは、

市選挙管理委員会
(市役所3階)
☎24-2111内線301へ。

投票の方法

①郵送された入場券のうち、自分の氏名の記載されている部分を切り離して、指定された投票所へ行きます。



1枚に家族3名まで記載されます。

②投票所の受付に入場券を出し、本人確認を受けた後、投票用紙を受け取ります。



③投票記載所に用意してある鉛筆で、投票用紙の決められた欄内に、投票しようとする候補者1名の氏名を書き、投票用紙を投票箱に入れます。

